

R5 笛南中学校のきまり 改定版

学校生活について

- 1 登下校は通学路を使う。
- 2 始業時刻、下校時刻は年度当初学校が指示したものに従う。
- 3 登校後は、教師の許可及び指示のない限り、校外に出てはならない。
給食のない日の放課後、部活動をする場合もこれに準じる。
- 4 欠席する場合は、始業前に保護者が直接学級担任に電話等で連絡する。
- 5 家庭や健康上の理由で、早退・遅刻・欠課をする場合も欠席と同様、電話等で連絡する。
- 6 下校時刻を過ぎて学校には残らない。
- 7 家庭連絡などは職員室の電話を使用する。
- 8 学習に不要な物は持ち込まない。**(事情がある場合は学校側に相談をする)**

服装について

○制服

学校生活は登下校時を含め、制服で生活する。ただし体育のある日や学校の指定する時間は職員の指示に従って体育着に着替える。

学生服 ・標準服・標準ズボン（裾はストレート）。

- ・夏服は、白ワイシャツとする。
- ・夏・冬とも上着には名札をつける。
- ・夏の制服（ワイシャツ）の下には、制服の上に色や柄が透けてでないものを着用する。

- ・ベルトは黒、茶、紺の無地で、太すぎるもの、細すぎるもの、布製のものは不可。
- ・ベルトの穴はベルト中央1列のものとし、華美な装飾は不可とする。

セーラー服 ・学校指定で夏用、冬用のセーラー服（含ネクタイ・つりベルト）とする。

- ・夏・冬とも上着には名札をつける。
- ・ネクタイの長さは調整しない。
- ・夏の制服の下には、制服の上に色や柄が透けてでないものを着用する。

体育着着用のきまり

着用は体育の時間、部活動時間、及び、教師からの指示があった時間とする。それらの時間の前後に

着替え、その時間内はジャージとする。いずれの場合も、登下校時は制服とする。

(着替えが短時間に連続する場合は、特別指示があるのでそれに従う。)

着替え場所については別途指示された場所とする。必要時には学校からの指示で体育着登下校を可とする。朝練習でジャージだった場合、午前中にジャージ使用の授業がある場合はジャージでもよい。また、

ジャージ使用の授業後はその後もジャージでもよい。

○体育着

夏、冬とも学校指定のものを使用する。

夏期期間中のポロシャツ着用については、今後検討する。

○防寒着

登下校時着用にふさわしいものであればよい。

華美な色のものや、革ジャン、ジージャン、スカジャン、フード付きパーカーは着用しない。

防寒着は、教室内では基本着用しない。ベスト、セーター、トレーナーを制服のすそからはみ出さないよう

に制服の中に着用することはよい。

○ソックス

・ソックスは、白・黒・紺・灰で無地あるいは、ワンポイント程度のものを着用する。

- ・黒のストッキング又はタイツ着用時は、黒か紺のソックスとする。
- ・メッシュ類・飾り等のついているものやルーズソックスは着用しない。
- ・くるぶしソックスは、着用しない。（普通に着用して、くるぶしが全てかくれる長さ→OK）

○靴

- ・体育の授業ができる、華美な色とデザイン以外の運動靴。

○上ばき

- ・学年カラーの靴を使用すること。色は赤→青→緑のサイクルで3年間同じ色とする。
- ・体育館履きは学校指定のものを使用する。

通学用自転車について

○定められた地区の生徒は申請をした上で自転車通学をしてよい。

ハンドル	ミドルアップハンドルかオールラウンダーハンドルとする。 (ストレートハンドル、ハイアップハンドルは不可)
ギヤ付き	特に規定はしない。
タイヤ	自分の体にあったサイズであること。 (24~27インチ)
色	中心色が白・黒・銀色に準じた色とする。（華美な色でないもの）
フレーム	丸型、直線型のどちらでもよい。
共 通	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯登録をする。 ・自転車保険に必ず加入する。 ・学校に自転車通学届を提出する。 ・自転車に学校の許可ステッカーをつける。 ・自転車は常に整備し、不良車・変形車（ハンドルの向きなど）や規則違反車を使用しない。 ・ヘルメット無しや、違反自転車を使用した場合、自転車通学を停止する。 (自転車通学停止期間については、1回目は注意、2回目は警告、3回目が1週間の停止、4回目以降は無期を含んだ厳しい停止期間) ・雨天時には、カッパを着用し、傘差し運転はしない。 ・サドルの後ろに荷台を、ハンドルの前にカゴを付ける。 (荷台は強制ではない) ・施錠できること。ツーロック（第2の補助キーがある）が望ましい。 ・登下校時は第一かばんを背中に背負い運転する。（安全対策のため） 荷台にしっかりと、くくりつけることも可

○頭髪について

- ・自然で清潔感があり、授業にさしつかえのない髪型とし、パーマ・毛染め・脱色・香料付整髪料、その他の加工は禁止。
- ・前髪は目にかかるないようにする。
- ・後ろ髪が肩を超えるときは、ゴム紐で縛ること。
- ・髪止めについては派手なものはつけない。

○その他

- ・制汗剤については、無香料のものとする。

※判断に困った場合は、学校側と相談してください。